

議事日程(第3号)

平成26年3月14日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(19件)

議案第9号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

議案第11号 コミュニティ施設「中之又笑楽校」の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第12号 木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第14号 木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 木城町健康増進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第28号 平成26年度木城町一般会計予算(関係部分)

議案第29号 平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第32号 平成26年度木城町介護保険特別会計予算

議案第33号 平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

議案第34号 木城町健康増進センターの指定管理者の指定期間の変更について

議案第35号 木城町ふれあいプラザの指定管理者の指定について

議案第37号 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について

議案第38号 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について

2) 産業建設常任委員会付託議案 (12件)

議案第13号 木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第16号 木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 平成26年度木城町一般会計予算 (関係部分)

議案第30号 平成26年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第31号 平成26年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第36号 第五次木城町総合計画基本構想について

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 議員派遣の件

日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第5 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案 (19件)

議案第9号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

議案第11号 コミュニティ施設「中之又笑楽校」の設置及び管理に関する条例の制定について

- 議案第12号 木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第14号 木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 木城町健康増進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第28号 平成26年度木城町一般会計予算（関係部分）
- 議案第29号 平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第32号 平成26年度木城町介護保険特別会計予算
- 議案第33号 平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 木城町健康増進センターの指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第35号 木城町ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第37号 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について
- 議案第38号 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について
- 2) 産業建設常任委員会付託議案（12件）
- 議案第13号 木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第16号 木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 平成26年度木城町一般会計予算（関係部分）

議案第30号 平成26年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第31号 平成26年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第36号 第五次木城町総合計画基本構想について

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 議員派遣の件

日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第5 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中井 諒二君	議事調査係長 鍋倉 貴行君
書記 眞崎 哲子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	中竹 聖子君	総務課長	横田 学君
財政課長	田中 義彦君	会計管理者	伊藤 章君

企画課長	……………	渕上 達也君	環境整備課長	……………	石井 雄二君
教育課長	……………	加藤 伸一君	税務課長	……………	長友 英親君
福祉保健課長	……………	中村 宏規君	町民課長	……………	押川 道彦君
産業振興課長	……………	間吉田辰郎君	監査委員	……………	桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

本日は、議会広報のため、議場内で写真撮影を行いますのでご了承願います。

ただいまの出席議員は10名です。これから、本日の会議を開きます。

去る3月7日に行われました本会議での総括質疑に対する答弁の申し出が、企画課長、町民課長、環境整備課長よりありましたので、議長において許可をいたしましたので報告いたします。

まず、企画課長より発言を求められていますので、これを許可いたします。企画課長。

○企画課長（渕上 達也君） 3月7日に総括質疑において、2番議員より質問のありましたことについてお答えいたします。

質問の内容は、議案第28号平成26年度木城町一般会計予算の129ページ、款商工費項商工費目観光費の中のえほんの郷事業費におけるえほんの郷管理運営委託についてであります。

予算額2,430万円については、本来、以前の委託額2,000万円と150万円の合計額2,150万円に消費税の8%を掛けて計算をすべきでありましたが、2,000万円の部分にかかる5%の消費税を割り戻すことなく、5%が計上されたままの2,100万円と150万円の合計額2,250万円に消費税を加えたもので、2,430万円と計算したものであります。

本来の金額は2,322万円であり、違算による差額108万円が多く計上されております。違算額の108万円については、今後補正にて減額対応の措置をとる予定であります。

以後、予算計上については、より一層の精査を行い、違算額の発生がないように努めさせていただきます。

○議長（甲斐 政治） 次に、町民課長より発言を求められておりますので、これを許可します。町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 3月7日の総括質疑の中で、2番議員のほうからご質問がありまし

た、議案第33号平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計予算に関連します質問にお答えいたします。

歳入14ページ、款後期高齢者医療保険料の増加の理由についてお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

保険者であります宮崎県後期高齢者医療連合会が高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、宮崎県全体の被保険者数、医療給付費等の増加により、必要とされる保険料を試算し、保険料の改定を行うためです。

この保険料の改定に基づき保険料が本町に割り当てをされていますが、最終的には、平成26年6月に25年度中の所得により保険料が決定をされます。決定されました保険料につきましては、本町で徴収を行い、連合会へ納入することになります。

以上で終わります。

○議長（甲斐 政治） 次に、環境整備課長より発言を求められていますので、これを許可します。
環境整備課長。

○環境整備課長（石井 雄二君） 3月7日の議案第31号に対する総括質疑の中で3番議員より質問のありました公共下水道事業起債残高について回答を保留しておりましたので、報告させていただきます。

平成25年3月末の起債残高、下水道事業にかかわる起債残高ですが、18億8,600万円となっており、本年度償還額6,519万4,000円を差し引きますと、平成26年度末残高が18億2,596万円であります。

以上、準備不足でご迷惑をおかけしました。済みませんでした。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案19件、議案第9号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、議案第10号職員の特種勤務手当に関する条例の制定について、議案第11号コミュニティ施設「中之又笑楽校」の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第14号木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、議案第27号木城町健康増進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第28号平成26年度木城町一般会計予算（関係部分）、議案第29号平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第32号平成26年度木城町介護保険特別会計予算、議案第33号平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号木城町健康増進センターの指定管理者の指定期間の変更について、議案第35号木城町ふれあいプラザの指定管理者の指定について、議案第37号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について、議案第38号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について、以上、19件について総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） ご報告いたします。

平成26年第1回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月11日から3月13日までの3日間、総務常任委員会室において、委員5名の全員が出席し、町長部局に議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第9号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第10号職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第11号コミュニティ施設「中之又笑楽校」の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第12号木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第14号木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第15号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第17号社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第18号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第19号木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第20号木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第27号木城町健康増進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制

定について、原案可決です。

次に、議案第 28 号平成 26 年度木城町一般会計予算（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第 29 号平成 26 年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第 32 号平成 26 年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第 33 号平成 26 年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第 34 号木城町健康増進センターの指定管理者の指定期間の変更について、原案可決です。

次に、議案第 35 号木城町ふれあいプラザの指定管理者の指定について、原案可決です。

次に、議案第 37 号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について、原案可決です。

次に、議案第 38 号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について、原案可決です。

意見として、平成 26 年度一般会計予算については、各種負担金の内容について精査し、見直しをするように。また、公共施設の光熱水費については、各課において節減に努力してもらいたい。また、健康管理システムのデータを活用することにより特定健診等の健診率を高め、医療費の抑制に努力をするなど、今後とも経費の削減に努めてもらいたい。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長報告は終わりました。

次に、産業建設常任委員会付託議案 12 件、議案第 13 号木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第 16 号木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 25 号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 26 号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 28 号平成 26 年度木城町一般会計予算（関係部分）、議案第 30 号平成 26 年度木城町簡易水道事業特別会計予算、議案第 31 号平成 26 年度木城町下水道事業特別会計予算、議案第 36 号第 5 次木城町総合計画基本構想について、以上 12 件について、産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、後藤和実君、1 番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

議案第 13 号木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第16号木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第21号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第22号木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第23号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第24号木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第25号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第26号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第28号平成26年度木城町一般会計予算（関係部分）、原案可決です。

議案第30号平成26年度木城町簡易水道事業特別会計予算、原案可決です。

議案第31号平成26年度木城町下水道事業特別会計予算、原案可決です。

議案第36号第5次木城町総合計画基本構想について、原案可決です。

審査での主な意見を報告いたします。

議案第28号では、商工費の中で、旧石河内小学校グラウンド跡地にテニスコート建設の提案があり、設計、管理委託料及び工事費が計上されております。委員からは、夜間利用のための照明が必要ではないか、コートについては、4面は必要ではないかなどの意見があり、利用者が活用しやすい設備となるよう設計段階で十分に検討されたいということでありました。

次に、農林水産業費では、オリーブ普及協会苗代補助金の予算が計上されており、オリーブの植栽希望者を募って補助を行うとの説明がありましたが、補助金対象者については、町内者のみとするべきとの意見がありました。

農家の所得向上、遊休農地解消等、事業目的を踏まえ十分な協議を行い、実施をお願いしたいと考えます。

次に、土木費では、保育園新設に伴う周辺道路の拡幅改良のため、測量設計委託料が計上されております。現地の確認を行ったところ、経費の面から、提案された経路のほかに、検討すべき余地のある経路があるのではないかと意見がありました。安全面等さまざまな考慮すべき点を十分検証され、事業実施となるよう要望します。

続いて、議案第36号について、総合計画の総則の中で、本町の人口推移が掲載されており、

総括質疑が行われたところですが、推計方法が数通りある中、その他の推計方法によるものについても説明を受け、理解したところでありますが、総則の中にもそういったデータと具体的な説明が表示されると理解しやすいとの意見がありました。

以上で、審査報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 間違ったところが、第24号以下2件。号を条と失言しましたので、訂正いたします。

○議長（甲斐 政治） 軽微な修正はこちらでもできますので、はい、わかりました。

では、ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ここで10分間休憩します。

午前9時26分休憩

午前9時34分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより、各常任委員会付託議案の30議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第9号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号コミュニティ施設「中之又笑楽校」の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号木城町健康増進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成26年度木城町一般会計予算、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成26年度木城町簡易水道事業特別会計予算、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成26年度木城町下水道事業特別会計予算、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成26年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号木城町健康増進センターの指定管理者の指定期間の変更について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号木城町ふれあいプラザの指定管理者の指定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号第5次木城町総合計画基本構想について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 諮問第1号

○議長（甲斐 政治） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件に対して、金永俊一君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、金永俊一君を適任とすることに決定いたしました。

日程第3. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則127条の規定により別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第4. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第4、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 総務常任委員会では特別報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 産業建設常任委員会、ありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、山田秋吉君。7番。

○議会運営委員会委員長（山田 秋吉君） 報告をいたします。議会運営委員会として先進地調査研修を行いました。

調査期間は2月の7日、1日だけでございますが、行き先は西白杵郡高千穂町議会に私を初め、委員全員と局長、それから調査係長同行の上で行いました。

調査目的については、議会活性化の取り組みについて、議会報告会の開催について、議会基本条例の制定について、その他の取り組みについて調査をしたところであります。

高千穂町の概要については資料に載っておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

一連の調査を行った結果、まとめとして、今回、高千穂町議会における議会活性化の取り組みについての調査研修を実施し、議会運営委員会において協議を行いました。その結果、議会活性化に向けて、特別委員会等の設置を含め、議会基本条例の制定、申し合わせ事項の見直しについて、議員全員で時間をかけて検討していくことになりました。

さらに、当初予算についても、議員全員で予算審査特別委員会を設置し、来年度から実施することを議会において決定をいたしました。現在の5人から10人の委員会審議の実施となるが、執行部においても検討していただき、準備をお願いしたいというふうに思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 報告します。木城町議会だより編集に向け、3月の27日、4月1日、7日、11日、14日の5日間の日程で開催したいと思います。議員各位のご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第5. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第5、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る3月7日に開会されて以来、本日までの8日間にわたり、慎重にご審議をいただき、また、執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成26年第1回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（田口 晃史君） 一言お礼申し上げます。

平成26年第1回定例議会、8日間の審議、お疲れでございました。提案いたしました議案第1号から38号に至る38議案及び諮問第1号につきまして、全て原案のとおり承認または可決いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

なお、議案第36号中の数値に正確を欠く記述がありました。皆様に大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げるところでございます。

その他委員会において、ご指摘、ご意見をいただきました件につきましては、十分検討し、今後その対応をしてみたいと考えております。

平成26年度もよりよい町政発展のために、引き続き議会の皆様のご指導、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます、お礼といたします。

なお、当面します行事につきまして、手元に配付してございますので、ご出席賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員